

税務課(内線116)

軽自動車税のお知らせ



◆軽自動車税とは

内容 令和元年10月1日に自動車取得税(県税)が廃止されたことに伴い、三輪以上の軽自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されました。したがって、軽自動車税は種別割および環境性能割によって課され、名称が軽自動車税(種別割)、軽自動車税(環境性能割)に変更されました。

軽自動車税(種別割)

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車および三輪以上の軽自動車の所有者に課税される税金です。

軽自動車税(環境性能割)

三輪以上の軽自動車の取得者に課税される税金です。納税義務者は、新車・中古車を問わず、取得のために通常要する価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得する人です。

◆軽自動車税(種別割)は4月1日時点の所有者に課税されます

内容 車両は、4月1日を超えて所有していた場合、1年分の軽自動車税(種別割)が課税されます。年度の途中で名義変更や廃車手続きしても税額は変わりません。そのため譲渡、または廃車の予定がある場合は、3月31日までに手続きを行ってください。

◆軽自動車税(種別割)は新規登録年月日によって税額が異なります

内容 4月1日時点で、新規登録(車検証には初度検査年月日と記載)から13年を超えている軽自動車は、税額が増額されます。令和3年度の税額は下記のとおりです。

車両の種類		平成20年4月1日～平成27年3月31日に新規登録された車両	平成27年4月1日以降に新規登録された車両	平成20年3月31日以前に新規登録された車両
三輪車		3,100円	3,900円	4,600円
自家用	貨物用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
営業用	貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
	乗用	5,500円	6,900円	8,200円

※新規登録年月日によって税額が異なるのは、三輪車・四輪車のみです。

◆各手続き・問い合わせ先

125ccまでのバイク・ミニカー・
小型特殊車(農耕機・特殊作業用)

●税務課(内線116)

125ccを超えるバイク

●長崎運輸支局 東長崎庁舎
☎050・5540・2083

軽自動車

●全国軽自動車協会 長崎支部
☎095・838・3244

税務課(内線124)

所得税・市県民税の申告期限が延長になります

内容 所得税・市県民税の申告期限が4月15日(休)まで延長になります。

- ◆市役所大会議室での申告受け付けは、予定どおり3月15日(月)までです
3月16日(火)からは、下記の会場で受け付けします。
 - ・「所得税」の確定申告…諫早税務署
 - ・「市県民税」の申告…市役所税務課窓口

スポーツ振興課(内線187)

チャレンジデー2021の開催が延期になりました

内容 毎年、5月の最終水曜日に開催しているチャレンジデーは、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の開催は10月に延期となりました。

日時 10月27日(水)、0時～21時(※予定)

※参加申し込み方法など詳細が決まり次第、市ホームページや広報おおむらでお知らせ

◆チャレンジデーとは

チャレンジデーとは、15分以上の健康運動に参加する住民総参加型のスポーツイベントで、世界中で実施されています。人口規模がほぼ同じ自治体が、0時から21時までの間に15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の「参加率(パーセント)」を競い合います。対戦相手に敗れた場合は、相手自治体の旗を庁舎のメインポールに1週間掲揚し、相手の健闘をたたえるというユニークなルールが特徴です。



ホームページは
こちら▼

